

34.6
初定
一
長石川
江村

昭和三十四年六月八日招集
第二面市議會定例会之議錄

昭和三十四年館山市議令第五回定例令之議録

一 昭和三十四年六月八日午前十時館山市議令第五回定例
今も館山市役所分館令議室に招集

一 出席議員三十六名

- 一 番 萩生田七郎
- 二 番 黒川佐太郎
- 三 番 長谷川光江
- 四 番 加藤良太郎
- 五 番 田中忠藏
- 六 番 嶋田繁
- 七 番 山本昇
- 八 番 石井潔
- 九 番 志村信作
- 一〇番 後藤藤四郎
- 一一番 田中禄郎
- 一二番 田村喜兵衛
- 一三番 吉田辰雄
- 一四番 北山茂雄
- 一五番 江田徳太郎
- 一六番 吉田勇治郎
- 一七番 川名房吉
- 一八番 安西政治
- 一九番 嶋貫壮作
- 二〇番 遠山可木子

二一番 飯田義男 二二番 石橋利磯

二三番 山口康 二四番 佐野信

二五番 脇田順一 二六番 鈴木市藏

二七番 鈴木孝 二八番 安沃徳順

二九番 岩崎静敬 三〇番 石井孝

三一番 鈴木彦太郎 三二番 小林寅之助

三三番 山口幸三 三四番 三沢節

三五番 法木嗣郎 三六番 松本藤太郎

一欠席議員

なし

一法第百二十一条による出席議員数

説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

総務課長 完戸貴

收入役代理 眞田森吉

稅務第一課長 山口 実

稅務第二課長 伊藤幸太郎

商工水產課長 羽山房雄

建設課長 新井重助

秘書課長 山百潤袒

福祉事務所長 長谷川宏治

保險課長代理 多田俊一

農産統計課長 吉田耕一

市公課長 高木哲三

厚生課長 神作啓次郎

造管事務長 渡辺 茂

診療所事務長 池田亮山

消防署長 安藤龜吉

教育長 工藤和平

庶務課長 鶴沢貫寛

監査委員 関武夫

一本議令の事務局長書記及職員

事務局長 高梨清一

書記 太田博雄

職員 山口晴之

昭和三十四年第二回館山市議令定例會議事日程

昭和三十四年六月八日午前十時開議

報告第五号 昭和三十三年度四月例月検査報告

日程第一 六号 五月例月検査報告

七号 昭和三十四年度五月例月検査報告

日程第二 報告第八号 昭和三十三年度館山市継続費進次事業費繰越

計算書報告

日程第三 議案第三五号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正するについて

議案第三六号 館山市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

・第三七号 館山市学校職員給与条例等の一部を改正する条例制定

日程第四

・第三八号 館山市夜間収入役の給与及び旅費に関する条例等

の一部を改正する条例制定について

日程第五 議案第三九号 市庁舎建設資金積立金条例を廃止する条例制定について

日程第六 〇四〇号 館山市役所庁舎新築工事の設計書変更に伴う追加契約の締結について

約の締結について

日程第七 議案第四〇号 勤労者福祉施設としての宿泊施設の建設について

日程第八 〇四二号 館山市営と場内吊り移動装置並に電気鍍及ば

電気ホイスト取付工事請負契約の締結について

日程第九 〇四三号 監査委員の選任について

日程第一〇 議案第四四号 公平委員会委員の選任について

日程第一一 議案第四五号 消防委員会委員の選任について

日程第一二 議案第四六号 市税条例の一部を改正するについて

議案第四九号 昭和三十四年交館山市入支追加更正予算

四八号 館山市特別会計国民健康保険入支追加更正予算

日程第一三

加更正予算

四七号 昭和三十四年交特別会計公益質屋入支追加更正予算

一 本日の会議に付したる事件

議事日程に同じ

議長(萩金田七郎君) 本日の出席議員数三十名、これより第二回

市議会定例会を開会いたします。

本定例会の議案説明のため、田村市長、小出助役、克戸総務

課長、羽山課長、渡辺書記長、眞田収入役代理、新井課長。

り本日一日と定めますことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君) ご異議なしと認めます。

よって今期は一日と決定されました。

本日の議事はお手元配布の日程表により上程いたします。この際お諮りいたします。

これかウおい〜と暑まがらびしくなりましたので、本日も多少おし暑む状態であります。今後当分の間、本市議会規則第百三十五条の規定の例外として、暑装により今議を行うこと、いたしましたと思っております。が、お異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君) ご異議なしと認めます。

よって決定されました。

日程表に基きまして議事を進めます。

日程第五号 六号 七号 一括上程いたします。

(書 記 朗 読)

報告第五号 昭和三十三年 交四月 例月検査報告

“ 六号 “ 五月 例月検査報告

“ 七号 昭和三十四年 交五月 例月検査報告

(園 式 天 君 登壇)

〓 監査委員(園 式 天 君) 四月十三日 当時の 鴻田マムととも

例月検査を実施いたしました。

その報告につきまして説明申し上げます。

監査委員は 毎月 条例によりまして 出納の検査をい

たして 例月報告している次第でございます。

一般 会計の収入のところは 検査後という 確がございま

す。これに三月一日から 月末まで 決算の収入です。

市税の千六百三十五万二千四百月の収入ですがこの内訳は市民税が百九十万月固定資産税が約一千二百二十万月タバコ消費税が二月分で百四十三万九千二百八十月これと昭和三十三年交々タバコ消費税の受け入れ累計は千九百五十一万四千四百十月とになります。

電気がス税は百五万月都市計画税が約六十万月等が主なものです。

税外ス入におきまして千八百八十四万月余入、て取りますがこのうちおもなものは地方交付税として百三十九千月 地方交付税の受け入れ総額は六千二百五十四万九千月でございます。そのほか、使用料手数料

料百六十万月 国庫支出金が五百六十万月 寄付金が二百三十万月、この寄付金のうちには船形渡港の分として七十四万月 神戸幼稚園の舎の分とし

て四十万円。

市税の欠損額が八十二万六千七百六十九円となつておりますが三月中にふえたのは二十八万九千八百九十三円でこれは前年にも申し上げましたように二十八年度以前の時効完成の分二十九年度、三十年年度で執行停止による時効完成の分等でございます。

市税の収入未済額が三千二百五十万円余ですがこのうち特別徴収分の市国税の納期のこまいのが百万円ほどございましてので市税の滞納額は約三千百五十万円です。

なおおまましてこの期間に三千四十一万八千四百三十七円支出されております。このうち教育費が九百三十万円余であり、館山高の校舎増築工事分として百三十一万六千円、船形小学校増築工事

費残額として百廿二万月等が大まなものでし
 た。収入支出差引をしまして千六百十六万月残、
 ております。このうち国民保険会計へ五百万月
 一時流用をしまして市金庫現在高が千百十六万月
 でございます。次に特別会計に移りまして公
 益貨屋会計 国民健康保険会計この二つの会計
 につまましては特に申しあげることもしません
 ので表へより了承いたさうでございます。

次に報告第六号 五月十三日に実施されました例月検
 査の報告でございます。

一般会計につままして市税四百二十八万三千三月計
 としてございます。選挙の月ですので徴収成績は
 かんばしくないようでした。

市民税が百七十万月 固定資産税が百九十万月等が

おもひものでございます。

市税の欠損額が四月中に九十九万一千五百十二円増え
ております。この内訳は先程申し上げましたよう
な内容でございます。

市税の収入未済額が二千七百四十九万五千四百十八
円、四月末現在における正味滞納額でございます。

税外収入におきまして六百九十万余入っておりますが

国庫支出金、県支出金等がおもひもので特に預金の

利子が十七万六千円余入っておりますが三十三年交

として七十三万三千百六十一円とござっております。

なおは特に取上げて報告することもありませんで

この表によつてござり承願いたします。

昭和三十四年交一三百万円繰越してございます。

次に特別会計に移りまして公益質屋、支出におきま

して貸付金考渡金として二万九千二百三十月とび、てお
ります。これはお納員に考渡しにせられた分を年交末で
すので一たん会計へふり戻されたいひす。

楠外の貸付現在高二百四十三万三千七百五月とび、
ております。この内訳は船形賃屋が百五十二万

二千九百七十月 高崎賃屋が九十万七千七百三十五
月でございます。

国民健康保険会計収入の部でその他の収入で六百五
十八万四百三十二月入、ております。これは大体国

庫から受り入れられるものとして療養給付費の
負担金として三百四十四万月。事務費負担金と

して八十七万五千四百五十二月。おふ過年度分の給
付費補助金として二百三万六千二百六十八月の内訳で

す。以上で報告が六号の説明を終ります。

次はオセ号に移ります。

三十四年交の会計でして五月十三日に実施しました。

一般会計における収入の部で市税の収入未済額が
七千三百万円余計上されておりますが五千五百八十
万ほど納期未到来でございいます。

正味滞納は約千七百五十万余です。

税外収入におきまして二千二百五十七万九千円余入っ
ております。そのうち地方交付税第一回分が千七

百六十九千ほどでございいます。それと干葉競輪の
配当が百万円入ってあります。

ス入におきまして千二百万円余出ておりますが
特に甲し上げることもございませぬが納税理合に
対する奨励費として百六十六万六千九百八十七円
支出されております。

一般会計を以上で終りまして特別会計に移ります。
公益質屋会計 国民健康保険会計 いずれもこの
表によつてご了承をいただきます。とうございます。

以上で報告の説明を終ります。

○議長(萩生田七郎君)以上例月検査の報告につきまして
ご質疑等ございませんか。

○三三番(山口幸三君)タバコ消費税につきまして年額ど
のくらい入りますか。それ、もう毎年、一定して
ありますか、おま、します。

○税務第一課長(山口実君)タバコ消費税の年収入額を報
告いたします。

昭和三十三年交は一千九百六十六万円で昨年交は
一千二百八十万五千円でございます。その差額
だけ本年は多いわけです。(了解と呼ぶ者あり)

〇三三番(山口幸三君)質屋の問題でござります、ござりますが
現在船形と富崎があるそうです、その成績といひ、
ます、いわば利用者のいずれが実績を上げてい
るか、それと更員は船形富崎と現在何名おるか
それかう流れ物についてどういう建物を使用して
おるか、参考にお教え願ひたいと思ひます。

〇厚生課長(神作啓次郎君)の説明申しあげます。

霜ふれといひ、まして十月かう四月頃までは非常に
凍ばないのど利用者が相当あります。最近はいく
分景気も回復して来たと思ひます、(一)発
音不明瞭につき聴取不能、現在の状況ではまだ
加入している方が多いようござります。

茅二肉につまましては船形の公益質屋は二名、職
員がおります。富崎は一名ござります、場所

バニケ所の為にレウ一名更員として総合的に連絡し
 ておる。その他一切の任事としておる。計四名です。
 流矢物につまりましては条例で四ヶ月経過したものの
 には流矢処分としてよくいひということでもございま
 す。ができるだけ利用者に流矢するには再三の視察
 に来っております。しかしながらどうしても必要な
 ではないから一発音不明瞭につまり聴取不能……流
 矢として差しつかえないと、こういう理由のもの
 とは最大一年ぐらいを限度としてそれ／＼今の
 ところでは業者に一括入札をさせて処分をさせて
 る状況でございます。(了解と呼ぶ者あり)
 ○議長(荻生田七郎君)他にご質疑ございませんか。
 ご質疑がなければ次に移ります。

○歳長(荻生田七郎君)日程才ニ報告才八号

(書記 胡 説)

報告才八号 昭和三十三年交 鐘山市 継続費繰越計算書

○総務課長(兎戸 貴君)報告につまましては 昭和三十三年から
三十五年交まで三年 継続事業ですることになり、
ります。

昭和三十三年交予算計上額は八百六十万二千円ですが着工が
三月末にばりました関係で全部の支出ができません、そ
のうち工事費として庁舎建設事業費から支払いまし
た額が四百六十四万八千円でございす。また投計_{管理}
監督料 資金 謝礼金等 需要費から支払った額が百
四十二万四千二百十九円でございす。支払いの合計
は六百七万二千二百十九円で 残額は二百五十三万七百
八十一円にばります。この残額は 継続事業費と

しましに三十四年交へ繰越しすべし願でしてその年
交内に継続費の支払が完成しません場合には残
額を市長が四月三十日までこのような継続費繰
越計算書を調製しまして議会に報告することにな
つておりますので報告書のようにご報告してござ
います。承を得る次第でございす。

○議長(荻生田七郎君)以上報告が八号につぎましてご賞
向ございませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(荻生田七郎君)ご異議なしと認めます。よつて決しました。

○議長(荻生田七郎君)日程が三議案が三十五号。

(書目 記 朗 読)

議案が三十五号、非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正するについて

。選管書記長(渡辺 英君)議案オ三十五号についてご説明いたし

ます。

の選挙

投票管理者立合人そうい、報酬額は国会議員等の
執行経費の基準に關する法律に定められている額
を適用して条例にございまして、今回その法
律を改正により投票管理者 南票管理者にあつては
三十月 投票立合人等にあつては三十月増額され
てありますので本市にあつてもこのように改めたい
と考へて提案したのでございす。

。議長(荻生田七郎君)の意見ないようございすので
討論省畧決定することにご異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(荻生田七郎君)の異議ないと思へます。

よって可決されました。

○議長(萩生田七郎君)日程才四議案才三十六号 才三十七号
才三十八号一括上程いたします。

(書記朗読)

議案才三十六号、館山市職員給与条例等の一部を改正する条例制定
について

、三十七号 館山市学校職員給与条例等の一部を改正する条例
制定について

・三十八号 館山市長助役収入役の給与及び旅費に関する
条例等の一部を改正する条例制定について

○秘書課長(山石潤起君)議案才三十大号についてご説明申し
上げます。

今圃館山市の条例を改正したい理由は昨年七月十六

日に自治体が給与の改定につままして法律を改正に
な。たのであります。それにとまないます。地方公
務員給与も法律に準じて改正してもらいたいとい
いう通牒が六月十四日づけで先月二十一日にその
でござります。三十五号の改定は期未手当の改定で
ございます。夏の六月に職員にござります賞与の
。ひは五割であ。たが一割五分上げまして六割
五分になるのであります。たお今までの条文は
十二月の賞与はのりつわーくしているようにみ
えましてのでござこんどこの改定にありまして六月
には給料の百分の六十五を支給する。こう支給上
簡卓にた。たわけです。今までは^元百分の五十と
は、まりしてあります。十二月は基本給料に百分
の二百八十をかけるそれに百分の五十をかける。和

当り、このためです。改正により十二月は百分の
 百四十と一本でござるようになりてあります。一割
 五分増額したものはこんどのベース改定と同じよう
 に併用して地方財政計画に基くものでございます。
 オニ条も条例の一部改正です。国家公務員はうぐ
 り地方公務員の初任給が安いということと調査した
 ところ、大学を卒業した人の初任給が民間と公務員
 では約千六百円ぐらいの差がある。こう計算が
 できてありますので、大学を卒業した初任給を基準
 にしまして約千円ほど加わってある、それに準
 じまして前後は最低百円を増額する。条例が改
 正にござり金額でいいますと、館山市は一万七千円
 以下の職員、教育委員会と除いた教育委員会
 は教育長から説明があると思っておりますが、百八十六名

が対象になりましてその増額の平均額は四百八十八月でございす。

もう一つの各例改正により今までありました暫定手当は十月一日から廃止になり本俸に繰りかえされることになります。暫定手当は本俸の勤

務地手当と合して支給してお、そのでございす。最近の勤務地の差がなくなり勤務地によって手当を支給することは不合理であるという莫もみうれてきたので暫定手当として支給してお、そのです。廃止して本俸に繰りかえしてしまふとし、十月一日から施行する理由は四月一日から施行した場合に国としても地方としても市町村が負担しなけねばいけぬ。共済員担金 恩給埋合員担金というものの相違増額されますので、その改正は四月か

らすが暫定手当の繰入れは十月一日から実施するの
でございします。このようは理由で館山市もこれに
応ういまして提案した次才でございます。
どうぞよろしくお願ひします。

。庶務課長(鶴沢貫賞君)議案オ三十七号について説明申し
たします。

館山市学校職員の給与条例の改正をすば今秘書
課長から説明のありました市の職員に準ひまして
高等学校幼稚園の職員に対する改正です。

オ一条の改正は給料表の改正でございます。金額
で申しますと一万七千月以下の職員に対して増
額するわけです。該当者は三十四人でございします。

即未手当は市職員の例によりまして市職員の給
与条例が改正され、ば高等学校と幼稚園の先生

の期末手当も当然この中に含まれるわけです。
オニ条は暫定手当と繰入れるのびございます。
付則のオ一はこの条例は四月一日から適用されるとい
うことびございます。オニは暫定手当は九月ま
でそのまゝ、で十月から本俸に繰入れられるという
のが条文でびございます。以上で説明を終ります。
秘書課長(山谷潤和君)議案オ三十八号について説明申し上
げます。

館山市長 町役収入役の給料及び旅費に關する条例
等の一部改正で先程三十六号議案で説明申し上
げました通り十月一日から暫定手当がなくなりま
すのでその分を本俸に繰入れられる分びございます。
これにより現在文万二千四百月の市長給料は二千九百
九十円繰入れられ文万五千三百九十円とになります。

また助役は五万一千円が暫定手当二千四百五下月
 に加わり五万三千四百五十月とあります。収入役
 も現在四万五百万月に暫定手当が千九百五十月加わり
 四万二千四百五十月とあります。

職員も市長助役も暫定手当が少くすり本俸に肩が
 わりしてちよとみますと実際の額は変わらないので可
 が我々職員はふところに入るので正直に申し上げます
 と少くなるのでございます。その理由は因給

總合 共済組合の掛金はあくまでも給料が基本
 になつておりますので掛金が増えますのです。
 が思給組合 共済組合はいわば我々が貯金してある
 ようなもので手切りが少くなることは決して私々
 にはどうぞこうだということはないのでござります。

議長(荻生田七郎君)以上で説明は終了します。

。三番(山口幸三君)三十一大号三十七号について、
各市は実施したかどうか、また特にヒジリの本更津
当りでも更員の比較はどの程交になつてあるか、
考ふで、まいと思ひます。

。秘書課長(山谷昶君)この条例のオ一條加来平当はも
うすでに実施しているところもあり、
や、てないところもあり、
うは館山市で今度改正したよりはお上回つて条例
ができて、
館山市としてはこれが改正に、
市ではヒジリの方で、
庶務課長(鶴沢貫資君)学校職員につまましては高等

学校、幼稚園で市立高等学校は果下で四市ありま
すが条例の改正したところも、
す

改正する予定でございす。小中学校は果の条
例でもめられるわけである十三日招集の果今に上
程される予定でございす。

○三文番(松本藤太郎君)三十一文号ですが夏期の期末手当
六十五とな、たのですが六十五で原案はよろしいで
すが、実際支給の面に當、ての考え方をちよ、と、同
いしな、い。それから暫定手当が本俸に繰入れら
れるということですが、勤務地手当をそのま、も、
ていくのかあるいは一定の基準に基いての繰入れ
とするのか、それと三十八号の収入役で当市は収入
役が置いてあるので、際伺いすすが、どうして正規
の収入役をお入れないのか、いろいろ条件もあると思
います。が、(発音不明瞭につき聴取不能)……それにつ
いてどのようなことありすか、おきかせ願いたいと

思います。

秘書課長(山名潤袒君)期未手当は条例でござる、た百分の
六十五ですがそれが当初ござる、てそのほか他市の
例にならういまして他市の例にならうとい、まして他
他市まではとうていおつかいですがいくらおなり
ともふだん超勤手当とある程変動制約してあります
のでその分でいくらかみてやりたいと考えております。
まだお返につまましてはござる、ております。
オニの給料表は現額暫定手当と合算してござる
でございます。それと一才七千月以下は増俸により
加味してあります。一万七千月以上は純然たる
暫定手当と合算したものでござる。そのため
給料表を引算にば、てもおあわりのように十月
とか五十月八十月とたしたまが計上してござる。

○市長(田村利男君)収入役につきまして従来いろいろ事情がござりまして収入役は代理にされたわけですが本年はどうかしてもおまゝいという希望をもつておりますので……。

○三十六番(松本栄太郎君)秘書課長に伺います。本俸繰入れの事ですが、そうしますと金には差りがはいというわけですか。

○秘書課長(山谷潤君)暫定手当の繰入れ分は差りありません。暫定手当と十月分の本俸に繰入れられるわけです。

○三十三番(山口幸三君)議案オ三八号についてお聞きしますが、三六番の収入役の月額については、たか、たのは収入役の月額は四万二千四百五十円となっているが現在の補佐にもそれだけ払うのか

私わないのかちまっと。それから市長月額六万五
千三百九十円、助役が五万三千四百五十円、二千円
三千円まであげられるならあげないで男らしくしな
らうかと私は思います。経済は戦争直後非常に
悪性インフレで上げなすやばうん——であらゆる
小中学校の給与も市の職員も上げると我々……
(発音不明瞭につき聴取不能)……現在はや、経済
が安定しているにもか、わらうずどんく上げてい
るといふことはどうも市民から見ると感心しないか
らこの際遠慮してもらおうことを私は提唱いたします。
それから市長は交際費をいくらか減らしてあるか予算
書とみないからわからんが説明していただきたい。
。秘書課長(山名潤昶)君収入役の給料は現在代理ですの
でこの給料表と適用してありますんで一般職員の

給料表ともちいております。市長助役収入級の給料表の改正は増額分は、いままゝで支給しておゝる暫定手当が廃止になりましたので十月一日から合算しましてこの給料表によつて支給するところなつたのです。三十四年交の当初予算の交際費は百五十五万でこの内訳は……

○八番(安西政治君)今の交際費向題は討議外でございませうので関連した議題がありません……

○議長(荻生田七郎君)……今十八番議員からの意見もありましたが一応三十三番君の意見は市長の収入としてみられるが……さうして面々関連性があると思つてお指摘してあると思つておす……さうなさいませう……さう当然は……さうしてある向題でありますので額を明示した方がいい、と思つておす……

○三三番(松本藤太郎君)タ、今の三十三番議員の質問は
そう本文とはなれていると私は解釈しない。現在で
ある市長助役、収入役の給料がちよと高いではない
かという質問者の考え方から出発して予算書を見
みてないが交際費はいくらあ、たかそういう程交
はんてす。交際費を云々してるんではない。額は
人うだ、たかとうまいてある、それはみればわか
る。ついでこの間までお、々人は皆してある。だけ
でもそれをみてないから教えてもらいたいということ
決して本文とそれとあわない。このように私は考
えてあります。すのでぜひ金額だけは、きり質問者
にみせてとこのように考える。

○十九番(鳥貫壮作君)三三番議員の意見をきいてそれから
後に意見と私は考えますが三三番議員をい

けられましたしてほかの人がおれこれ申し上げるのは困る
と思ひます。が三三番議員の意見とまいてみたいと思ひ
ます。

○三三番(山口幸三君)は、今三三番十九番議員から賛成の意
見がでました。が私としても市長の収入、交際費を全
体とカウンでそのカウンで問題から市長としての職
席上これだけの金でそんなカウンこうだと、総体的から
考えて……給料の問題を改正するという基本の意
があるのではありません。その意味をおいてまいたの
であります。以上。

○秘書課長(山名潤昶君)交際費は三十四年度当初予算で
百五十五万計としてあります。内訳は市の交際費
八十五万、市長交際費七十万計としてあります。

以上でございます。

〇七番(山本 昇 君)暫定手当てが今回改正にともない来る
丁月から本俸へ繰入れられるという説明ですが暫
定手当てはいわゆる送來勤務地手当てという名のもと
に支給されてお、たかように解釈して取りますが
勤務地手当てが送來土地によつていろいろ差額があ、た
あるいは同じ館山市の更員であつても本庁にお、た
場合支給される、ところがお出張所にお、た場合には
支給されてい、たか、たかという柔肩もあつたよつたさ
いて取りますが、こつたこととが条例によつて規定さ
れたとあるいは今までの暫定手当てが勤務地手当ての
前進したものであつてし、たかそれとやけり一定の差
額のもとに支給されてお、たか、たかあるいは平均して
更員は支給されてお、たか、たかその莫とつ、つ。
。秘書課長(山本潤昶君)以前は地域別により差あり支

給して取りました。が二年分からは一律に出張歩
労、本庁勤務の、わらざる俸給高により支給さ
れております。

○七番(山本 昇 君)俸給高によつて一人月額いくらと限定
された平均額でなく俸給の率ですわね。

○秘書課長(山谷潤昶君)さようでございます。
表ができて取りまして三万月はいくらと。

○三三番(山口 幸三君)三役が勤務地手当をとる。私はいくら
んほうがい、と思う。とつていたのひすかいひすか
今まで。

○秘書課長(山谷潤昶君)条例により支給しております。

たい他市と違ひますのは扶養手当は支給してあり
ません。

○議長(荻生田七郎君)他にご質疑ございませんか。

本案を本案通り決しますことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○歳長(荻生田七郎君)「異議なし」と認めます。

よって決定されました。

○歳長(荻生田七郎君)日程才五議案才三十九号。

(書日記朗読)

日程才五議案才三十九号 市庁舎建設資金積立金条例を廢止
する条例制定についで。

○総務課長(兒戸 貴君)市庁舎建設資金積立金条例は昭和三十三年の三月三十一日に条例制定したのでございます。

この積立金条例に基き昭和三十三年まで一千万月、三十二年まで二千百万月積立て、参りました。(録音小なく記録あり)……

○議長(荻生田七郎君)本案を決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荻生田七郎君)異議ないと認めます。

よって決定されました。

○議長(荻生田七郎君)日程才六議案才四〇号。

(書九朗読)

議案才四〇号 館山市役所庁舎新築工事の設計書変更に伴う追加契約の締結について。

○建設課長(新井重助君)議案才四〇号についてご説明申し上げます。

館山市庁舎建設工事は去る三月戸田畑と清原契

約をしまして現在今進行中でございますが目下地

下室の床を終りまして鉄金垣までの段階に達して
おります。本工事の設計に當り東京の石本建設事
務所に依頼しまして設計しました。設計に當り地質
についてはボーリングがあるいは地質検査をいたして十分
調査をしたのですが同社は非常に悪い。三メートル
五〇まで砂層でございす。以下は砂利層となつて
おります。砂層の地盤の上から取り出す重圧に
耐えます力は一平オメートル（発音不明瞭）につゞ
取不能い支えられておりますので本設計に當り
一平オメートル十五トンの重圧がかかるかと仮定しま
していろいろ研究して決定いたしました。次ぎに
またこの工事の進行に當り十分なる調査をします
肉保上請員各項により着工と同時にオ文の試験
をいたしますという趣意がございすので

か、そので他に方法がないかと考えましてそれ
ではクイを打つ場合にはどうなるかというこ
とを研究したのでございます。それは長さ五
メートルで大きさが二十五センチでござい
ます。これを打つ場合どれだけの工事が増額する
か、研究しました結果この工事の増額は九十七万二
千月とござりました。くい打の方が約五万月程交
高くつきますが地下室が砂利層に達してあり非
常に良好ですののでくい打ちにしました。同じ層
の砂利層に達した場合上からか、くる重量に
耐えますのと同じ地盤で同一程交の力であるの
でございす。なので竣工後地盤の建物の不
沈下等がなかりますのでクイ打の方が良い
というところにござりましたので九十七万二千月の

追加をお願いする次第でございます。

以上で説明を終わります。

〇三三番(山口幸三君) 今、主管課長の説明によつて

大体私はわかりました。が、素人から見て

設計変更は、どうも不におちろい。本建築をす

ると、隨意契約としたのが、競争入札としたのか

指名入札じゃ、たのたの、ます。一体、単に請負

者が、工事を始めた、始めたら、どうも工合が悪い。

だから変更して、予算を増加する、ということ。が、わ

れ、素人から見て、ふにおちろい、莫があるが、そ

れ、正しいや、り方があるが、否か、また、今後、や、て

みて、ゆい、あ、また、どうか、また、どうか、という、こと

を、やられた、では、一大事、その、莫、明確に、回答を、願、い

たい、と思う。以上。

建設部長(新)井重助君に答えいたします

庁舎建築に当り入札その他は一般競争入札、指名競争入札とこの方法がございますが、館山市は、始めて以来の入札で、東京の一流業者、すなわち日本でも有名な、すなわち十位の人々を、選んで競争入札をいたしました。また、今回のクイ打ち工事については決定に入る段階ですが、決定する時、はこの地盤に何トと表にできておりますが、それを査定するとして、実施いたします。それで、今回工事が始まり、査定の方法でやるとは、まずいからというので、請負と同時に地耐力の検査をするとなつて、取りまして、詳細に機械を持って調査したところ、ごみ捨場等ありましたので、万が一を考えたというふうになつたのでございます。

す。今後これらにつきましてほかの設計変更その

他家を作る場合若干の変更は洋うあり得ると

私は考えております。これはたいし大きな金額

でござって……(発音不明瞭につき聴取不能)……

変更はあるかも知れませんが今回のごとく地盤

が悪いのにより更に良くしようという変更は今

後ないと思っております。今日は特に不測

により地下室の砂利層までクイを打ちたいと

思い提案いたしましたのでご了承願います。

○一九番(鴻貫水作君)変更について原因より理由方々

うかきうせしわれくくわかるように説明してもら

いた。

○建設課長(新井重助君)才一回に試験しました時は計

画の地盤まで土を掘りましてわくを細み上へ石を

ですが、柱が折れかけたわけにはいかなくて補強工
 事その他をやりまうので相当手数料もか
 りますので九十~~五~~六万二千月の追加が必要と
 現在の物価でなく契約當時の設計単価のや
 てあります。それであまりに予想外か、るの
 でクイ打ちにしたらどうかということでもクイ打
 ちはいまうました九十~~七~~八万二千月です。かよ
 うに考えた次で耐力の検査は六ヶ所やりま
 した。

○九番(鳩貫壮作君) 私はときどき現場にいって様子

をそれとなくみましてこういう実があつたかど
 うかということは私がいかない時にやつたかど
 うかわかりませんがみたくもない。従いまし
 てこれは重大問題だと思ひますので市会を休

懇して現場へいってみせていたって、ろい
くまで説明してもらってからしたいと思
います。
いかにでございませうか。

三三番(山口幸三君) 今十九番がい、たが
もでありませす。 われ／＼もか、てプ
ールの向
題もあるがプールの向題の時やはりこ
ういう
向題が起きた。……(雑音多く聴取不
能)……
なか／＼それが認められなか、た。 わ
ずか所ミ
りそれでも解決しなか、たのです。が
今度は少
くなくともこれに際し東京から参、
た。地元の
清原がた、さんあるのに地元からえ
うんでえら
べぬいてきたるべきものがきた。こ
の土質を知
らぬいでな、と握りマゲてどうも支
障をきたし
たといふことばわれ／＼どうもふ
かおぢない。 十

九番の発言に対してゆっくり昼まで、他に時間を利用して現場をみるとか慎重に審議することをお望みいたします。

一五番(江田徳太郎君)たい今工事に関して伺い、今また十九番三十三番のご質問によりますと現地へ行って視察するところ、ました私が私はこの間やはりちょっといまして耐て工事現場をみました。その時に地下室はそのまゝ、でこゝちはどうしてくいを打つかき、ましたら地盤の試験をした以上くいぞ打った方がよろしいとまいなもんですからどうしてもどうしてもくいぞ打った方がいいんだ。どの建築をみましても多少か、る経費は今説明されたくい打ちにしても五メートル二七センチというところのむづかしいです。それと同

時々に今皆さんがそこえいってみましたところ
現在東京都の業者が試験により検査したものを
今一りに見たかうといってそれがは、きりと打ちだ
せるものとは思いません。そうだとするとエ
事はだんく遅れるように考えますので私が考
えますにどうしてこういう試験があるかという説
明が得られるならば打ち明けていた方がいいと承
けています。

○三三番(山口幸三君)さん今十五番のいたのはごも
ともです。がじゃあわれく目が悪い鼻が悪いと
いうのですか。そういう意味はい(つまりじゃあない
と呼ぶ者あり)とあつて判定すべき問題が多々
あると思う。必ず将来大々村が合併する。位置
かういってても慎重に慎重をなさねと市令議員

としこの責任を痛切に感ずればこそわれわれは慎重な態度をとってまておるのであります。

○十五番(江田徳太郎君)ハ、今三番の賀内おま、し
ました。私の考えは市当局といふまじりましてどう
してもいけないと考えられまして、実際にその
ま、や、なならば地質まんがいうように地耐検査を
しなければならぬ、責任をもちてなしてなし得
ないことになると思っています。であります。こう試験
をいたしました。そういう説明があ、なならばそれだ
けのことと考えてや、ておるだろうと考えます。
そのためである程交のことはいろんな面がは、まり
するならば結構だと思っています。

○議長(萩生田七郎君)才四十号につまましては、まじり十分
審議してないこともある。かつ請負計画の内容。

に ついて も、 たい とい う 方 も あり ます の で、 ま た
時 間 で も あり ます の で、 昼 食 の 時 間 も 含 め、 一 時 頃
ま で 休 憩 し まし て、 そ の 向 に 昼 食 と し か つ 現 場 を
見、 当 局 の 状 況 を 説 明 を 聞 い て、 ま ら 審 議
を 続 行 し た い と、 か よ う に 考 え て お り ます。
休 憩 す る こ と に、 ご 異 議 あり ませ ん か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご 異 議 な し と 認 め ます。 よ、 一 時 ま で 休 憩 し ます。

十 一 時 五 十 分 休 憩

一 時 五 分 再 会

。 議 長 (萩 生 田 七 郎 君) 午 後 の 出 席 議 員 数 三 六 名 休 憩 前 に
引 き 続 き 議 会 を 開 き ます。

二九番(鳩貫)壯作君調べて欠陥があるかどうか私にはわかりませんが今説明中によるとかかりが置まがある。ということがいえると思うのであります。そうだとすればその向にとるべき立場があつたと思ひます。たとえれば設計者と合議する。それからまた市の内部にあつては委員会ができてはいいからということに藉口して逃れるというふうに取りかても仕方がない。ことに事実をみますと、まして予算を扱つてはらば当然建設委員会を統帥してこの議のかけることでもできなはずだと思ひます。こういうことをなすはずにそういうことをしたことは建築物の基礎工事に關してであります。最も重大なはずであります。これははつたり記憶しておられます。建設委員会があつたときになつたか

知らなければいけけれども大丈夫かという質問があつた
時に大丈夫だぞというお答えと定は記憶してあり
ますすがどうもその向のいろんな取扱いについて誠
意が足りない。誠意のかけるときころにくくな仕事
はできません。そういう意味で建設課長が謝罪
をするのならば本意に申しわけないとおっしゃるな
らばおのずからとるべき道がある。その機会を
つかして申しわけないといつてすまされるべき
問題ではないと私は考えております。

主管課長のお考えをお伺いします。

○三三番(山口幸三君) 一体この一部設計変更は自我独自
に設計変更する気になつたのですか、あるいは戸
田畑としてこの設計変更を要求して来たのかそれを
おまします。むしろ設計を変更した場合こ

の契約金九十七万二千円は市が払うべき性質のものか、戸田細が払うべきものか、それから先ほどもうけが東京の十社に指名入札をしたらというがその札は最低の札にしたのか市がどの位になるかという決定なくして札によって戸田細に落ちたのかという三事についてききたいと思ひます。

建設課長(新井重助君)お答えいたします。

この設計に當りかゝることができたということは先ほど申しあげました通りいろいろ市も施し考えたい地層がどうなっているかだけを調べましてこの層をみましても地耐力に甘さがあるということも決定したのでございます。それが変わった場合はもちろん設計変更等もできるとしまして完全なものにしたいというのが私の仕事に

たずまわっている者の責任と考えましている。試験
した次オでございます。それでまあいいということ
にござりましてマダればもつのでございます。もつ
といえしもしてもくいそ打てばおまらう良いので
くい打ちの方ととりえいとかがように考えて提案し
た次オでございます。それで完全なものを作る
ということですが、初どもこの仕事にたずまわってい
るのでなるべく完全なものを作りえいと考えまして
試験もニク所ひすが合計文ヶ所やってくいにした次
オです。以上のようなわけで別に業者との話し合
いでなく市が発注者です。市の責任にたいして
変更もいたすのでございます。くいを打ったオが
もちがよい。地下室も砂利層に達してあります
すし井オが砂の上です。ので金もたいして変らな

のぞから砂利層までくいと打って完全にもたして
いませい。こう考えましてくいと打ちの方を採用
した次第でございます。

東京の十社で指名した今社を甲しエゲます。又林
組、戸田組、大成建設、西松組、熊谷組、安藤組
銭高組、鹿島建設、藤田組、清水建設の十社でや
つたのでございまして入札条件は市で決定額、予
定した額を作ります。予定した額の十分の九、五
範囲内の最低額を落札とするということを入札し
たのであります。ところが銭高組が九、五とわり
まして天格となり二番札の戸田組が八千八百三十
六円で落札となりました。このたびの設計変更の
価額は市費でまかなうもので業者に支払ってマ
らなければならぬものであります。

○三五番(山口幸三君)……今主管課長の説明によつてわづら
ました。が将来何十年先を考へた場合、結局基礎
工事の不備のらどうも河メートルか、しいだ、というよ
うなことがあることを私なら憂慮するわけだが、そ
のくいつうては、絶対大丈夫だ、という考へりですね。

○建設課長(新市重助君)……当市に三階建の建物が伊藤
屋がございます。あるいは電々公社等もございまし
て、耐力の検査は、夏分十分にや、てゐること、思
います。三階と境いとして、それ以上になります
と……(発音不明瞭につき聴取不能)……三階建位
まではあまり比重が、うまいので、これをぬいても
い、という。それは地盤が良好な地耐力をもつて
いるという仮定の下でや、たのでございます。く
いと打ちますと、市の公費が、りますので、公費を

安くするといふ考えの下で一応これとぬいたわけが
 ございます。市内の山崎病院も将来は三階建に
 なる。あれもくいが入っておりました。伊藤屋
 が入っておりません。電々公社も入っておりま
 せん。以上三ヶ所をみましても市庁舎の建設
 位置は砂土をなしておりました。水位も地下水も
 豊富になつております。そういう関係上現在の
 地盤が良好なものならばよいと思うなるともい
 へないか。そういう結論に達したのでござ
 います。永久構造物ですのだから地耐力を
 前もって試験することになつておりますがそれ
 がそれがござらないので請負いの申しに加えて地
 耐力を検査する万全の策をとつたのであります。それ
 でやりましたところ先程申しあげました通り悪い

ところができてまいしてちやうど柱の付辺にあり
ますのでそこだけくいを打つことはそこだけ良
くなる。他の箇所は弱いということですのでそれでは
全部下グイようという話しをうぜん、く進めまし
て地下室を除いた他は全部くい打ちをするこ
とにま、たのでびびります。

○三三番(山口幸三君)くい^ま打てば大丈夫だというわけです
ね。大体了解い^まりました。

○一九番(鴻貫佐作君)建設課長のお話しをきくとエグ
足をとるわけじゃないですが、ますくおへし
くま、てくる。こういうことを予定していな
からそれを示さないで請負にふすることはま
ずか、たじゃないか。発表すべきことを発表し
ないで人を信じさせておいて市令関係といえ

ば市民の代表者でありますから市民をぞます
 という程度のことにはあつてもぞました結果に
 陥いる。二重に罪を犯すことになればその責は
 どう思うか。

。建設課長(新井重助君)さん今のお話でございますが私ども
 市民をぞます責持ちは手頭をぞいません。

明るくや、ていまいと念じておりますので先
 程もしばしく申しあげました通り基礎です
 のでもちろん十分な入念な調査が必要で
 ずれば良くなりませんが大規模の建物を
 建てるのに地耐力を前もって全部調べる。柱
 の個所だけ調べた握交でございます。あるい
 は地下室の……(発音不明瞭につき聴取不能)……
 悪いところがあれば一応考えて調べることになつて

おります。私の方も悪いところを見ましたので改めて、に提案した次才でございます。何らそこにはおれがまま、に考えもなさい。それにはやっさいと考えておるわけでございます。

それは石本建設事務所におままして立合って検査したら、「そんなことを慮っていませんよ。やめて下さい」と呼ぶ者あり。

〇一九番(鳩貫壮作宛)私におま、たいのは入札は何をしたらとそしてある一つの予算とい、ますか規模をもち、ております。この事情を話さないで清員にふしとしま、てかう欠陥があるからどうかと、といとえい、てもこんな例はないとお、レヤるかもし知れませんがそれならば入念な調査をしたらとあ、レヤらないで入念に調査をして参、れと

いうことを前提として完全な調査はできません。これ
 位のことばかりか、ていませす。私に聞こうとする
 ころはあはれ一人の事業ならい、んだ……（録音小
 さく聴取不能）……

○建設課長（新井重助君）前へ申上げますように入念
 な調査をしたということとは全体にわたって細密に
 調査するということ意味は、やばくてその箇所——
 の調査でございませす。これを訂正させていませ
 ませす。先程申上げられた通り二十トンまでもつと
 いう仮定の下で設計したのでそれをもたないがらう。
 もつだろうと両方ございませす。しかしながら設計
 するからにはもつということを前提として設計し
 たものと、私は考えてそれと信じております。そ
 れでやりましたのでございませす。悪いところが一ニヶ所

でた。その為になおすのでちようど地耐検査を
始めて個所はそういうところばかりだ。それ以外
の地味に地耐力の検査をしたら、まじりした次才
でございます。それから事前にお諮りしなかつ
たことはちようと選挙の最中にやめておりました
てその進展がおくれましたので間に合わなかつた
のございます。ので今後は建設委員会も事務司
もできましたので十分連絡しまして不遺憾ないよ
うにしていきたいと思います。

○九番(鳩貫作君)ようやく向題の頂上に達したよ
うです。が、おりにやろうとしても(雑音多く聴取不
能)……おうべきとくにおい完全におうならい、んひす
の、びきならぬようにおしめてしまつて(雑音多く
聴取不能)……それをお伺いします。おりに市の

大まか財政からみれば百万ぐらいはなんともない
 とおっしゃるかも知れませんが、せいぜいこのう
 問題はいえて誤解をまねきやすい問題でありま
 す。注意しなさればなりません。また例の奥の
 手があるが奥の手、てなれば、結局の、ごまかう
 ないようにしておいて設計変更をやるからという
 ことを（雑音多く聴取不能）いすべて物事はあなた
 が考えられるように善意にばかりはとられたい、だが
 らあなたとして設計変更だけをしかるべきこと
 としておやりになればとこう申し上げるのであり
 ます。それではなくともいろいろ誤解がひいて来る、
 私が先ほど申しあげましたが、なるべく非難を
 うけないようにと。こういう点にかうんでくるん
 じゃないか。

。ニ番(黒川佐太郎君) 私は工事は非常に一挙兩得である。
それから課長は調査の結果大丈夫だとは、まじり
い、たのちす。なぜ今市庁舎を着工してしめる
のちに悪ハ、スから変更しなければならぬと
それがために設計変更したというのひすがそう
ですか課長さん、一体どういうわけです。
まあこの問題を結論的に申し上げらるならばどうし
てもやらなければならぬ問題だろうと考えます。
というのはそれが血税によって一億一千五百万円
で建設する市の宝が、一不安をしながら工事と
してとりかえしのつかないような結果を生んだな
らばどうなるかということと思ひますれば、幾らと
かあるいは金額の問題ではない。当然にや、てし
まうべき問題だと思ひます。

の建設課長(新井重助君)に答へたいと思います。

当時申し上げられたのは将来設計変更が生じるということとを考へなかつたのでございませう。それは先ほど申し上げました通り、地耐力が十分あるということとで考へを進めまして設計もしましたし変更はないものと決められたのです。しかしその後ボーリング等いろいろ試験調査をしまして設計書と石本建設が完成しまして二十トニまではマシつゝかえないという結論に達したのでそれはいい、あんばいということとで変更することとを頭から落してしまふということとをツケ加えなかつたという事はまこととに申し訳りないと考へております。その点をおわび申し上げます。今後の工事の進め方は永久的構造物ですので何が何んでおのくいと打って

完全なものをしたいと考えております。私ども
に不手際がございましてことをおわび申し上げます。
……(録音小々聴取不能)……

○三六番(松本藤太郎君)……………お願ひしておきたいこと
は要するに、いゝと打たなくてもいい、から、あるいは
その九十七万円を絶対に認めないとかいうことで
いつているんじゃない。建設課長が立派な庁舎を
建て、市民にこたえないといつておりますが議員
も何らその支持に変わりはない。その問題はこの
ように設計変更したまでの手続を、それから当
局の考え方は、これにばらばらしてくると思つて、この
議案を認めると認めないかというところではない。
当局が設計を変えなかつたことについてのポイント
それから考え方のすね。こういうふうな具體的

にかかりやすく申し上げますならば課長はもう
 之派に調査はしてあるから返して間違いはない
 あの調子ならば大丈夫だ。こういう確信をもつて
 や、たけれども極、こみえらこのようは事態に
 かりました。こういうところ。考えようによ、ては結
 果はそういうことであ、て總体的にみてそういう
 こともあり得ることだ当初このことをつけ加えな
 か、たことだ甲しわけない。こういう、ております。
 それからいま一つは建設委員会がなか、たから十
 分やらなかつた。そういうふうな一べんはいつて
 おります。ぶさの莫についてこれに変わるべき方
 法というものもなか、たか、いま一つは当初の
 工事費の手算内であるから決して余計取らん
 でのい、というようはことは安易な気持ちあ、

たゝらう、そのようは氣持ろからすべてが変更
することによつて日それに変るべきはあの方法であ
るいはうを打つたりする便法はしよつちう工事
は扱つておるのですから方法と思つたのです、こ
うな点について現在基礎をやつておるのですから
だん／＼上へと建て、いくのですから安易な氣持
でこつこつとをやつては困る、こつこつと考
え
ます。こつこつと考へざるは、つりしにこれに
する考へ方を市庁舎を建てるとは、こつこつと考
へざるは、つりしに、こつこつと考へてお
ります。

○市長(田村利男君)の今三六番の確信あるを發言
を願ひまことによつても、こつこつと考へて市庁舎
建設ということは、河十年に一人あつたは、河百年

一、二、三、のはい機会ですのびうかつにもこれをおろそかにすることはないと考
 えまして、くい打ちの内題も、いろいろ調査もあ
 らうようございまして、今度は十分に調査をしま
 して手落ちのないようにやっていますかと思いま
 す。

〇一九番（鳩貫仕作君）今後の問題に移ります。が、このよう
 なことが絶対にならないようにしてもらうわけならば困
 ると思っております。やはり建設課長が察知している莫が
 あるならば、どういう莫に察知しているかということ
 を、はっきり皆さんの前で申し上げてご検討下さる
 こと、また無駄ではないと考えております。たゞ
 だが、同じことをやらせられたのでは、全く困るとい
 う一言に尽きますので、市長さんに建設課長にその

莫ゆう一ぺんご説明願いたい。

○建設課長(建新井重助君)に答えていたします。

たゞ今のくい打ちでございましてが市で独自に打ち
ち試験をしましてそれを参考としましてくいと肩
五十四本打つことになつております。今後こうい
うことがないかという仰せでございましてが
基礎工事に限りましては完成とさせていただきますので
はいと思っておりますが上部に上りましてタイルの
ところを若干いろんな関係で直すところがあるので
くるのも和れませんが。なるべくばう現在の設計
通りでやりたいと思っておりますが小さい変更はある
かと考えております。今後の見通しは委員会
ゆでましたことのあるありますし詳細にわたつてご
相談申し上げその都度解決していきなると考え

ます。

○九番(鴻貫) 忠作君 小々の問題でございませうがどの
位試験をしていたか、ましてはか。

○建設課長(新) 寺重助君 回答いたします。

それは請負条項にございませう通り多少のものは
業者と市当局の協議の上で解決いたしますが金の
変更が伴う場合はまた別ですが大抵のこととは
なれと思っております。段階の長さを若干延ばす
と必要するに規定の差ばかりを考へましてその
位置にござるのございませう。……(雑音多く聴取不
能)……

○議長(萩生) 田七郎君 採案可決を認めようかしらうか。

それともし決まらうかしらうか。

それでは十四号議案採案賛成議員の起立を承

めります。(起立多数) 起立多数と認めます。
よ、て本案通り可決いたします。

暫時休憩いたします。

二時三十五分休憩

二時四十五分再会

○後長(菫生田七郎君)の今の出席議員数三六名。これより

休憩前に引続き今議を閉じます。

日程才七議案才四一号。

(書 記 朗 読)

議案才四一号。勤労者福祉施設としての宿泊施設の建設について

○厚生課長神作啓次郎 助 君 四一号についてご説明申し上げります。

勤労者に対する宿泊についておねがひから種々考へ

てありまして、適当な候補地がなく、今日に至りま
 した。今回これららの慰安休養施設として宿泊施
 設を設け一般勤労者に便宜を与えることとむに
 一般青少年の教養むとせしめまらうと観
 光施設の一环とせしめたいと思つてあります。
 これが方法として厚生年金還元融資更施設要項
 に基いてその融資をうけることとし、場所は鳩山
 総理が生前中市に寄附して下さいました西岬見
 物の七百八十七番地の二の別荘跡に予定してあり
 ます。ついでに準備の都合上の浸没を得なく提出
 した次方があります。はお将来のことにつまま
 しては目下検討中であり、いずれ融資のみと不
 し、ついでに次方予算その他についてお願ひする予
 定であります。大体構造敷地は木造反骨一

棟延二百坪以内、建設費として九百万円以内を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

市及(田村利男)三年前鳩山前首相の別荘跡を市が無償でゆずりうけたのですが、当時は鳩山ご家族の希望としましてはなるべく青少年あるいは勤労者のレクリエーションの場へ利用してむらいたいというようはご希望もありましたのでその後実現おにつきいろいろ検討して参りましたところ厚生省の金の融資をうける見通しができ五ヶ年間据置で二十五年ほどと思っておりますが、据置後に二十五年、こゝに九百万と書いてありますのが九百万円以内の金を二十五年で一年ごとくばしくずしていくという方法で、館山市の財政事情のうい、ましては安易で青少年、勤労者に対する教養の場を作れる

ので思いつてやっただのでございす。

○ニ番(黒川佐太郎君) そうしますと九百万円融資をう
けて市の方は全然だまはないのですか。 もう一つは
具休案はいずれ示すということですがその構想
及び大要でも説明願いたい。

○厚生部長(神作若火郎君) 説明申し上げます。

この休養施設の構想は大体起債の額は百万円を予
定してある。 こういう契約であります。 それで建
築を一切終る。 そういう構想をもってあります。 後
はいろいろ施設のための備品費など今後研究とし
て参りたいと思っております。

○ニ番(黒川佐太郎君) あまりにも簡単でどういう意味か。
たとえば收容人員はどのくらいか、室はどのくらいい
あるかもうケし。

。厚生課長(神作若次郎君)マシあり五十人位を收容で
さるようは設備をしいと思つてあります。
構想としましては三下置のえ、み敷を五室三三
置の室を三室、三五置の室を三室と大玄周一室、こ
れは十二坪位を予定いたしました。ボイラー室一坪
一室、管理室三坪と融資をうけるための方法と
してさういうふうに使つてみればオゴいす。
それから食堂の一室、暖房室、居務室は二坪とりま
す。以上のようは構想をもちてある次第であります。
八番(石井潔君)これをもつたために過去において北
条町「渚の家」で大きな失敗をしていふことはござ
いの通りであります。これをもつたために年々
歳々将来館山市が赤字を被す。背負ひておこす
がよいとは……。それに対する當局の自信がよいとす

であるか、それからこれは委記を管とするか、市が直接を管するかの、そういう面をどのようか考え方であるか、そういう真についてもう少しわしくの説明いねえまい、将来錦山市が年々赤字をしょっていくということであれば一応これについてはおわれ、考えなくしてはならぬと思ひますのでこういう真についてもう少し、こんど考え方を発表願ひたい。

○厚生課長(神作啓次郎君)お答えいねします。

を管につまふとは市が直接を管するか、あるいは委記するかという問題であります。又施設の宿泊料金をあるいは名を借しする場合のいろいろの料金をおすについて、は相当研究していかねければならぬものと思ひます。いずれ具体的

この問題は今後運営として参りました。実際に検討して参る。そして市が独自で経営する場合に是非常に赤字というものも防止しなければならぬということも考えておりますので、マラカこうした面について研究させていきたいと思います。と思つております。

九番(志村信作君)この問題につきまして、何の市でも、……(録音小さく聴取不能)……

○厚生課長(神作啓次郎君)お答え申し上げます。

室の構想ですが、私の言語が不明であつても、知らません。風呂場でございます。

それから二十五、年間の償還期間であります。そのうち五年間は据置き、利率は年六分五厘であります。

九番(志村信作君)九百万円に対して年六分五厘というと

相当利子がかまいます(録音は全く聴取不能)……

○厚生課長(神作啓次郎君)お答えいたします。
先ほど市長からお話しいましたことが鳩山さんが
生前中公共的な建物にしていたこと、かような
遺言でございまして、その真さひとつ十分考え
たいと思っております。

○七番(山本 昇君)四一号議案のお話を聞いておりま
す。とまこと結構なごういう施設を作ることには私は
い、と思っております。……(テープを取り変えのため録音な
し)……いま少し研究してご説明していただくまい
とお願い申し上げます。

○厚生課長(神作啓次郎君)お答えいたします。

厚生年金の還元融資をするための金であり借りる
見通しがついた後で具体的な案をいとお思っております。

ます。

○七番(山本 昇君)融資をうける一つの方法として議決が
ほしい、と課長さんのお話ですが、それにつままして
何かもうケレ具体的なことかわからなければならぬの
だ。 どういうふうに維持していくのか、説明されて私ど
か議会と市の互いの関係はすからかまいませんが、ど
うしていくんだということも聞かれて返事に困る。
具体的は内容がなくてどうかと思う。 そういったこと
を、単に融資をうける一つの方法として議決が
ほしいということはどうも納得がいかない。 どう
いうふうか、聞いておるか。

○厚生課長(神作 啓次郎君)お答えいたします。

案といたしまして宿泊所の料金＝食付一泊三百円
程度の宿泊料です。 その家族がお泊りになる場合

には五百月の予定であります。その他一般の人も一泊
五百月位の予定。それで大体収入は目下二百二十八
万位を予定しました。支出としては管理費、人件
費、材料費それから雑支などで二百二十万程度。
このことについては設備など相当の、りますので
す。年間を通した大体の案でございます。

○七番(山本 昇)君や、具体的になつておりますがどうし
ても今すぐやらなければならぬのか、それとも何も
急がなくてよい、じやないか。まあ急ぐからせし
めんじやないかと思っています。す。その其一つ。

○厚生課長(神作啓次)部長に答えていたします。

実は先ほどの説明申しあげました通り、業果知
事、厚生年金保険積立金還元融資の通牒が参
つたのであります。す。これは五月十六日付で公

文書が二十日に到着したのでございます。それで
融資を申請するには五月二十五日までに県に申請
書を提出するというようなことでございまして市として
こうして取扱を鳩山さんの遺言に沿って一日も早く
作りたい。こういうことになり次第でございます。

○七番(山本 昇君)五月十六日付の果からそういって希
望があらから申し出てくれと、しかも五月二十五日まで
に申しであ。こういう、たゞ趣旨です。その手紙が
二十日にきまして……(雑音多く聴取不能)……

さういって、たゞことごとくこれからで向に合うか向に合わな
いかその莫さ。それから課長さんが何回したかと
いうたんに鳩山さんのご意志についてきまして私ども
いたって、特のらまた察付してくれら故鳩山さ
んに封する意思を十分かいのたい。そのことは

課長さんにお申しあげなくとも私どもはそれを十分
考えておりました。もう少し具体的にいってそれ
をどうしてもや、ていかなければならぬというて
それが理由です。どこにあるか。どうしてもやる
というならどういうふうにするか。は、まじりしな一
つの計画の下にやるという事態がうちがされかけ
れば、その融資をうけるということでは漠然として
は、まじりしないと考えておりました。で二十五日ま
で待つと、大部目になっておりました。これを、だ
してもさしつかえはないのか。この真一つ。

○厚生課長(神作啓次郎君)お答えいたします。

二十五日まで融資をうけるというのに議令にお願
いするのは、後だと非常に感謝しておるのですが
前々から考えておることでもあります。先に二

十日にましましたものですから一応申請書は提出いたしてあります。しおしおがらひきけるだけ融資ができるように努力をします。議決がないから困るということで一応提出したわけです。

○七番(山本 昇君)いわゆる融資の手続はすでに済んでおると、後は議会の議決がほしいのだ。こういうことなんですか(「そうです」と呼ぶ者あり)よくわかりました。私は作る趣旨は非常に結構なことです。九百万円の金を作りてしるもこの利子は六万市民等しく負担するといふことになりますのでこの経営がうまくいけば利益も得られ市民に還元することであるから結構だと思えます。これが下手に経営して先ほど八番議員が心配されたようにか、北条町としての体験から

いて赤字を背負っていくことは市民に申しわけな
 いのであります。すので十分これを考え、ずまんは気
 持、計画でなく一つの計画的な線を描し十分検
 討していいかいいでこれかできるかできないかの
 りませんがこうしたことや場合には施設の運営に
 つまみしても運営協議会を作るとおして十分検討
 していいかいいことかいい、しまあるいは先ほど八番
 議員が質問したように委託を営という線を描打た
 されるかも知れりませんわ。こうしたことにつま
 まして十分検討してや、ていいかいいかと思いま
 す。とくにわくは、まりした線を描していいかいい
 として私ども考えています。

の九番(志村信作君)は、細い説明でわかりました。が
 目的は勤労者の宿泊施設として本人ならば一泊四百

月家族で、なら五月月と申しエグりましたが、こうい
った施設の運営はどのようにな計算されたか、の説明
願いたい。

○厚生課長(神作啓次郎君)に答えたいと思います。

実はこれは案でして、大体厚生年金の還元融資
という原則的な経営面を参考にしながらよ
その例も参考にしたのでございます。

○二十六番鈴木市蔵君(主管理課長)に「ちよ」と伺います。が、議
案才四一号は私は結構だと思えます。が、その場合に
さっきから七番さんの質問に対していろいろとま
だ疑問な意見があるのです。が、館山市として過
去は八年間、え生ってあつたんです。が、どう
も議員が一年に一回位、そういう場合があるん
です。が、宿泊^{施設}です。が、懸案だと前から考えてあつた。

市長さんも考えておられた。もちろんあんたも考
えておられた。過去の民生教育という一つの課
があるんです。その委員の下にこういう相談
をしたことがあつたかどうか。この点をちよつと伺
います。

○厚生課長(神作啓次郎君)お答えいたします。

私は三十二年の十一月に課長という職員につま
して一、二回ご相談をお願ひしたことがあつたと思
います。その後先ほど建設課長のお話しがござ
いました。が今後十分委員の方にご相談いたした
いと申しております。ご了承願ひたいと思ひます。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○三六番(本藤太郎君)結構なことだと思ひます。具体的には

最後にござつたんだと思ひます。これは課長さん

の所、レマる組合員の場合、三百月、その家族五百月
その他はまた考慮するそうですが、組合員というの
はどういう方をさすのか。

○厚生課長(神作啓次郎君)厚生年金の積立て、ふります事
業の方です。たとえは市内では富士デイゼル
の組合員、あるいは日東交通と事業所の方々が厚
生年金を積み立て、あるわけでございます。こう
して職場の方々を対象にしてあるわけです。

○三六番(松本藤太郎君)そういう人々の方が安くいくとい
う点、これを運営する場合考えなければならぬ。
そして厚生年金を中央で集めているところ、
決して特別に安くするわけでもない。九百万月
借りれば九百万月返す。レの六分五厘の利子
を払って返す。厚生年金のやり場がなくて困る

ている中央では、それでわかって厚生年金をわけて
 いる組合員だけが消化ができてない。利息が上が
 ってこない。借りてがよいから。地方の公共団体に
 借ります。こういってある。それをたいて厚生年金
 を払っているところの恩恵をうける。年金の恩恵
 をうける。そういう人々だけが組合員といって
 安くする。こういう方法を、今社がやるという
 ゴレらず地方公共団体がやる場合にちょっと私は
 この実が納得できないのです。が、そういう細かい
 ことについては将来のことであって融資をうけ
 る、レカニ五月までそういう手続をとしてしま
 ったんで後からむい、ということ。私は察さ
 ばう資格ということ。バイコール宿泊料に関係して
 くるわけです。一般市販のいまましに場合と同

じ市民でありはば高いものぞおう。金が違ふ。
そういふことで私は決して厚生年金の組合員が
原因しているのではなひと思ふ。地方公共団体は
こういう場合に於いて私はそう考ふる。参考にし
ていたゞきたい。課長さん。しかしこゝですぐ答
弁が出来るはうしていたゞきたい。

○厚生課長(神作啓次郎君)お答えいたします。

これはまだあくまで立案でございまして先ほ
ど申しあげました通りで今後その運営につい
ては十分に総合員あるいは家族、一般者の利
用の金眼については今後研究させていたゞいま
さいと思ひます。(了解と呼ぶ者あり)

○議長(荘生田七郎君)本案通りに決定することへご
異議がございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荻生田七郎君)異議なしと認めます。

よって決定いたしました。

○議長(荻生田七郎君)日程第八議案第四二号を工程いた
します。

(書記朗読)

○厚生課長(神作善次郎君)四二号議案についてご説明申し上
げます。

今回市営と場内つり移動装置その他工事
したのであります。が予算につきましてはす
び当初予算でござ承認いたしている次第です。

工事清員契約は三社から見積りとりま
し、東京都中大己の不動工業株式
会社が一番安くし

かか果下各市の立場を何度も清負っているといふ
ことですので金七十=万四千五百月で不動産工業の
斎藤英氏と随意契約としたいと思つてございませ
す。

○議長(菫生田七郎君)の異議がございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菫生田七郎君)異議なしと認めます。

よつて決定いたしました。

○議長(菫生田七郎君)日程才九議案才四三号でございます。

「今議案を配布させます。」

(議案配布)

配付されたはありませんか。

議長才四三号 (書) 記 調 読 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
監査委員の選任につい

○議長(萩生田七郎君)が異議なしと認めます。

よ。て決定いなししました。

○議長(萩生田七郎君)日程才十議案才四四号を上程いなし
す。

(書記 朗 読)(異議なしと呼ぶ者あり)

議案才四四号 公平委員会委員の選任について

○議長(萩生田七郎君)が異議なしと認めます。

よ。て決定されしました。

○議長(萩生田七郎君)日程才一一議案才四五号を上程いなし

しました。

(書記 朗 読)(異議なしと呼ぶ者あり)

議案才四五号 消防委員会委員の選任について

○議長(萩生田七郎君)の異議なしと認めます。

よ、て決定いたしました。

休憩いたします。

三時三十五分休憩

三時三十五分再会

○議長(萩生田七郎君) 出席議員数三十五名 休憩前より

継続し今議を用います。

日程第一 議案第四六号ニ上程いたします。

(書記朗読)

議案第四六号 館山市市税条例の一部を改正するについて

○事務第一課長(山口 定君) 議案第四六号について説明申し

上げます。

地方税法の一部を改正する法律が去る三月三十一日
 法律第七十一号によって四月一日から施行されること
 とになりました。その趣旨と対象基準ですが
 固定資産税の免税額の引上げで従来土地一
 万円の免税額が二万円 家屋の一万円が三万円
 へになりました。零細者の排助をするのでございます。
 また従来は還却資産税の十万円を十五万円に引き
 上げまして中小企業業の負担を緩和するといふ趣
 旨でもって改正になる。そのごまごまです。つま
 りして本法が改正になる。それで本市も条例の六十
 三本を法に合わせるようにして改正しようとするのでご
 ざいます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

。議長(荻生田七郎君)ご異議なしと認めます。

よ、て柔案通り決定いたしました。

○議決（萩生田七郎君）日程才一三議案才四七号のいし四九号
を一括上程いたします。

（書目 記 朗 読）

議案才四七号 昭和三十四年度館山市特別会計公益賃屋入支出追加更正予算

・ 四八号

館山市特別会計国民健康保険支入支出追加更正予算

・ 四九号

館山市支入支出追加更正予算

○秘書課長（山谷潤昶君）議案才四七号 四八号 四九号の予算

の追加は先ほどご議決願いました給ふ条例の改

正に伴うものの大部分でござります。 四七号の特

別会計公益賃屋の方の予算からご説明申し上げ

ります。

事務費の職員給で吏員給と給料を追加計上しました。

以下諸手当の職員手当 期末手当 勤勉手当を計上
 しました。この上の更員給と給料、その追加のうち
 或添とそれのは下の欄にありませう。暫定手当は一万
 一千二百円、これは十月一日から暫定手当は本俸
 に繰り入れられますので職員給に追加しました。
 はこの残額と職員給との差額が一万七千円以下
 の職員の給料の増額にわたるのでございます。

期末手当 勤勉手当の二つは給与条例が改正にな
 るのと同時に一つ暫定手当が本俸に繰り入れら
 れたため不足をいたしましたので期末手当 勤勉手
 当を計上しました。需用費の負担金、補助及
 び交付金の二千六百二十円 内訳 恩給組合負担
 金、共済組合負担金はそれぞれ、本俸の増額
 になりましたので市の負担金を計上しました。

それから共済組合の市の負担金は長期短期と二つに分かれており長期というものは職員、雇いごぞいます。雇いの職員で共済年金につく方の負担金は千分の五と負担金として計上する短期と申します。これは恩給組合に入っている時に共済細合に入っている時に両方の医療費関係の負担金ごぞごいます。その方は市の負担金千分の四五と計上いたしました。その既済は手備正頁と更正いたしました。

四八号議案ですが、国民健康保険が事業勘定の方を賃屋と同じように暫定手当て更正し七万一千三百月と加えまして増俸分を職員給に計上いたしました。他に期不手当て同じのごぞいます。なお退職手当は退職した方がありまして四十一万一千八

百月 計上いたしました。

三十五

直診療施設勘定で職員の給料職員手当等が先ほどと同じ要領でありますので説明を省きますが、賃金で臨時医師雇上料三万一千六百月計上しました。これは医師が病気のため長期入院しその間千葉医大のオハラ医師を臨時に雇エグりましたので当初三万月計上してふりました。不足をましましたので今回三万一千六百月計上しました。なお準看護婦雇上料は現在あります。看護婦が一人は七月一人は十月にお考しましたのでその際臨時看護婦を雇うために予算を計上しました。国民健康保険の手算実践としまして予備費更正をいたしました。

四九号議案は一般会計議案でござります。

文書に つままして五、六ヶ所除いたところは殆ど
条例改正に伴うものでありますので人件費の
方の説明は省略させていきたいと思います。

。市民課長(高木哲三君)議案才四九号市役所費の住民
登録等についてご説明をいたします。

需用費用で十四万五千円追加をお願いし
ます。戸籍事務の陽画写真機修繕代でございま
す。修繕代が二万五千円 水銀灯が三万五千円
のどそれが一ヶ月でその修繕料が二万五千円
です。下の金属類がさびてきますので今度思い
切って修理いたしたいと思ってお願いをわけ
てさせていただきます。

。商工水産課長(羽山房雄君)一番最後のページから一枚目
十款産業経費五項商工費についてご説明申

し上げます。

ニニ節で委託料四十万月とお願いいました。これは昨年より引き続きました。本年の八月五日から八月まで三日間商工祭、オニ間、館山市の商工祭と商工会議所、観光協会、商店連盟と市とこの四者の共催でいいたします。必要経費とお願います。るわけでございます。大体その今のところ各支出の総合計して百二十万程でございます。その他商店街がそれぞれ行事によって別に支出をするようになつてあり、これは市の負担金をお願いいましたわけでございます。

オ七項補充費で同じく委託料二十三万お願いいました。このうち八万月と夏夏季放送宣伝

委託料、これは富士テレビ、文化放送、日本放送

この三つの放送局が衛星テレビでは鏡ヶ浦海水浴場プールでそれをニュースとして取柄してテレビ放送で全国一流す。文化放送と日本放送バラジオでやはり鏡ヶ浦のにぞわいというものを放送する。宣伝する。これに対する芸能人及び放送局関係の施設宿泊費用こういうものをお願いするわけです。この分をぜひ地元としてタイアップしてくれ。こういう依頼が参りました。ぜひともこの際有意義なことでありうと思ひまゝして計上してわけをございます。何分よろしくお願ひいたします。

次の夏季観光事業委託料十五万月分は観光協今にお願ひする種々な事業の負担分です。次に四節の工事請負に三万月分は三軒町海岸に

前から木製衣ブラニエがございましてが柵を普及
して参りました最近南房総国定公園の周費
をもちまして附近に柵をモダンなレフトハウス
がございまして関係もあり地元から二月の案
付の申しでもありぜひともこれを鉄製衣ブラン
コにしてもらうまい。 こういう要望がございま
しるのでお願いする次第でございまして。 なお地
元券付金につきましては入の方で計上してご
ございますのでよろしくお願ひいたします。

の選管書記天(渡辺 茂君)十三款選挙費についてご説明
申しあげます。

人件費を除く参議員院議員選挙の一万四千二百四
十月の追加でございす。 一番後のページをさら
んばかりですと報酬は今回投票管理者に市の

課長が亡くなりましたので報酬が払えませんが
これを更正しました。十六人分でございます。
超過勤務手当を二万五千五百六十円更正いたし
ました。旅費で一萬八千二百四十円追加いたし
ました。これは十六日、十七日に栃木県で選挙
管理連合会の集会有りますので委員四名と
随行書記の旅費でございます。四日需用費
で燃料費千五百円、食料費一萬五千円追加
は県令議員、市令議員、参議^院議員の投票率の
よい部落を表彰する時の賄費、大体百十名を見
込みまして一人百円、一萬一千元、それから参議
院の選挙は開票の時夜が明けましたので朝
食としてパンを買ったわけがあります。
それから印刷製本費で三百円更正、通信運搬費

で千五百円更正。応告料四千円更正。備品費に
二万二千円計上いたしましたのは金属類の書
庫を二つ入れまして送拳人名簿に属するいろ
いろな書本を入れて置きたいと思つてやつて
わけでございます。以上でございます。

。総務課長（克彦）以上を合計。今回追加いたしました
ものは四百十九万六千三百六十円になりました。
次に歳入のぞ説明を申しあげます。

オニ款の地方交付税といえまして二百九十六万
一千円を追加計上いたしました。これは国におま
まして地方財政計画による交付税を見積る
という関係で見込みとして計上したものでござい
ます。

オニ款の国庫支出金で一万四千二百四十円計上して

ございまして、これは参議院議員の委託金でございます。

九款の寄付金二万月は三軒町へ施設するプラン
この地元寄付金でございます。

十一款の繰越金として今回百二十万一千百二十月
と計上いたしました。三十三年度の繰越額の

合計は五月末におりました。一千五百五十四万八千
二百四十四月でございます。そのうち市庁舎建

設費として積立ていたします。分は二百五十三万

七百八十一月でございます。これを除きますと

差引三十一万三千七百七十四百六十三月ということ

になります。今回の追加議決額と繰越金総額は

一千三百一十六万九百月計上いたしましたので、後

は五百九十万月まで累計です。こういうことには

なります。歳入歳出差引も残金もございます以上。

○議長(萩生田七郎君)お諮りいたします。

原案通り決定いたしますことにご異議ございませんか。

○三番(山口幸三君)観念費ですが八幡海岸にブラニコ施設がないが三軒町はあるが来年は一つ八幡に寄付金は集めますからブラニコ建設とする意思もありや。この回答を待って原案に賛成いたします。

○商工水産課長(羽山房雄君)よく調査いたしました後刻お知らせいたします。

○議長(萩生田七郎君)一括上程されました日程方一三議案才四七号並びに四九号各案は原案通り決定可ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)が異議なしと認めます。

よって決定されました。

この際お諮りいたします。

ス、今送任されました監査委員の嶋田繁君の議席であります。先般の甲の合に基きますと三

十六番席が監査委員たる者の席と書いてあり
ますのでこれによつて文番議員君と三六番議員君
との議席を交換したいと思っておりますが、異議ござ
いますせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)が異議なしと認めます。

よって議席は変更されました。

以上をもち、て本日の議案全部を議了いたしました。

本定例会と肉会いませす。

午後四時肉会

石合議の次才を録し、署名す。

昭和三十四年六月八日

館山市議会議長

署名議員

同

萩生田七郎

長谷川光仁

法木嗣高

